

○神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例
施行規則

平成28年7月29日

規則第12号

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、[神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例\(平成28年6月条例第8号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める当該建物等に係る堆積者の親族)

第2条 [条例第4条第3項](#)に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第877条に定める扶養義務者
(身分証明書)

第3条 [条例第7条第7項](#)及び[第13条第2項](#)に規定する身分を示す証明書は、[様式](#)によるものとする。

(施行細目の委任)

第4条 [この規則](#)の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

[この規則](#)は、平成28年8月1日から施行する。
[様式\(第3条関係\)](#)

様式（第3条関係）

（表）

<p style="text-align: right; margin-bottom: 0;">第 号</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">身分証明書</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">所属及び氏名</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">上記の者は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例第7条第5項の規定による立入調査等を行い、又は同条例第13条第1項の規定による応急的危険回避措置を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">神戸市長 印</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">有効期限 年 月 日発行 年 月 日</p>	↑	5.5 センチメートル
← 9センチメートル →		

（裏）

神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例 抜粋

（調査）

第7条 略

2～4 略

5 市長は、建物等が不良な状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は当該建物等に居住する者若しくは当該建物等の所有者等その他関係者（以下「調査対象者」という。）に質問させることができる。

6 市長は、前項の規定により職員を建物等に立ち入らせようとするときは、当該建物等に係る堆積者又は当該建物等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該堆積者又は当該所有者等にその旨を通知することが困難であるときは、この限りでない。

7 第5項の規定による立入り、調査又は質問（以下「立入調査等」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、調査対象者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

8 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

9、10 略

（応急的危険回避措置）

第13条 市長は、建物等における不良な状態に起因して、市民の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要最小限の措置をとることができる。

2 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略